

食安輸発1020第1号  
平成26年10月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年10月14日付け食安輸発1014第1号）にて通知したところです。

今般、国内において発生した養殖ひらめを原因とする *Kudoa septempunctata* 食中毒事例について、韓国での養殖場が特定されたことから、下記養殖業者を別表8に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

養殖業者名：韓盛水産  
登録番号：K-F-CJ-055

養殖業者名：農業會社法人(株)CENTER 貿易  
登録番号：K-F-CJ-718